

毎月15日までの会費集金
にご協力をお願いします。
会計 山崎孝亀

春日井民商だより

春日井民主商工会発行
TEL 0568-81-1482
FAX 0568-81-9756
<http://kasugaiminsyo.st1.jp>



申告書は3月11日(夜8時)までに事務所へ!

3月12日に三役が代表して提出します 3月11日までに事務所へ

残る申告相談会の日程(完全予約制)

すべて民商事務所で開催します。
1回につき6名までです。

※予約のない場合は参加をお断りすることがあります。

3月6日	土	18~20時	東支部
3月7日	日	10~12時	南支部
3月7日	日	13~16時	西支部 ※3名まで
3月7日	日	13~16時	北支部 ※3名まで
3月7日	日	18~20時	西支部 ※3名まで <満員>
3月7日	日	18~20時	北支部 ※3名まで

★日程の追加や変更がありましたら随時掲載します。

3月12日(金)にまとめて提出します

3月になりました。確定申告の作業もいよいよ大詰めです。

春日井民商では、申告期限の延長にかかわらず、申告書を3月12日(金)の「3・13重税反対統一行動」でそろって提出することを目指しています。

今年の重税反対統一行動も昨年と同様、集会とデモは行わず、観光バスをチャーターしての参加は見合わせ、三役が皆さんを代表して申告書を

まとめ提出する形式で行います。

したがって、確定申告書は重税反対統一行動の前日(3月11日)夜8時までに事務所へ届けるようお願いいたします。

申告書がまだ完成していないという方は、急ぎ申告相談会の予約をするなどして、申告書を完成させ、事務所へ届けてください。

事務所での申告相談は3月15日(月)で終了します。

パソコン入力会開催中!(完全予約制)

3月9日(火)

10時~12時 / 14時~16時

3月11日(木)

10時~12時 / 14時~16時

愛知県感染防止対策協力金(2/8~3/14実施分)

緊急事態宣言解除に伴い変わります

愛知・岐阜両県の緊急事態宣言は2月28日で解除されました。これに伴って、協力金の対象となる要請内容も2月28日までと3月1日以降とで変化がありますので、申請の際はご注意ください。

<主な変更点>

- ① 2月28日までは午後8時閉店(酒類の提供は19時まで)
- ② 3月1日以降は午後9時閉店でよい

1月17日までと同様、午後9時までの営業でよくなります。また、酒類の提供時間の制限もなくなります。緊急事態宣言以降20時までの営業としていた店のうち、従前は21時までの営業だった飲食店は、3月1日以降は休業協力金の対象外となりますので注意してください。

- ③ 3月1日以降の支給額は1日4万円になります

緊急事態宣言中の1日6万円だった支給額も3月1日以降は1日4万円に下がります。

2月8日から3月14日まで、要請通りに時短営業した場合の支給額は、2/8~2/28分が21日×6万円=126万円、3/1~3/14分が14日×4万円=56万円の合計182万円となります。

申請用紙や申請切等の詳細は、県ホームページで公表され次第掲載します。

1月12日~2月7日実施分の申請切は、**3月12日(金)です** (当日消印有効)